

3. 11メモリアルネットワーク基金（2026年度助成） 募集要項

公益社団法人3. 11メモリアルネットワーク

1. 助成の趣旨

3.11メモリアルネットワーク基金は、2011年3月11日に発生した東日本大震災を伝承する個人・団体・震災伝承拠点を結ぶ民間連携組織「3.11メモリアルネットワーク」の目的に合致した活動を推進し、その継続を支えるための基金です。

本基金は、東日本大震災の体験や教訓を市民活動として伝え続け、地域の力としてゆく取り組みに対して、ご理解とご支援をいただいた個人や企業、団体の寄付により運営されています。

3.11メモリアルネットワーク基金（2026年度助成）募集では、以下に掲げる3.11メモリアルネットワークの目的および事業を推進する活動に助成します。

【目的】

東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる個人・団体・拠点施設が地域や世代を超えてネットワークでつながり、過去に向き合い未来へ備える意識を全国、世界と共にしながら、次のことに取り組む。

- 一、災害で命が失われない社会の実現に貢献する
- 二、被災者や被災地域の苦難を軽減し、再生に向かうことのできる社会の実現に貢献する

【事業】

- (1)震災伝承、防災・減災活動の連携、調整
- (2)震災伝承、防災・減災活動の企画、評価
- (3)震災伝承、防災・減災人材の育成

2. 助成対象団体

以下の(1)～(3)の要件すべてを満たす団体とします。

- (1)東日本大震災で被災した地域において、震災伝承、防災・減災、地域づくり活動に取り組む団体
- (2)3.11メモリアルネットワークメンバーなど他団体との連携を有し、活動の相乗効果が見込める団体
- (3)意思決定機関及び活動報告に必要な経理を遂行できる機関を有する団体(任意団体を含む)

3. 助成対象となる活動

東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる主体をネットワークでつなぎ、命が失われない社会の実現や、被災者や被災地域の困難を軽減し再生に向かうことのできる社会の実現に貢献する取り組み。

※助成の対象としない活動

- ・単独で取り組み、連携による効果が見込めない活動
- ・反社会的、政治的、宗教的であると判断される活動

4. 助成の概要

(1) 助成金額: 総額約700万円

- Aコース: 上限100万円 (4団体程度採択予定)
- Bコース: 上限50万円 (6団体程度採択予定)
- Cコース: 上限20万円 (1団体程度採択予定)

(2) 助成期間: 2026年4月1日～2027年3月31日までとする。(実施が1年以内の事業も可能)

(3) 助成対象費目:

- ・人件費を対象としますが、その割合は申請額の70%とします。
- ・助成対象活動に関わる経費は、事務所家賃、水道光熱費なども対象とします。

5. 申請方法

次の申請書類一式を、期日までにEメールで提出してください。

ただし、Cコースは、(5)(6)は提出不要です。

- (1) 申請書
- (2) 「定款」、「規約」またはそれに準じるもの
- (3) 前年度事業報告書
- (4) 前年度決算書
- (5) 今年度活動計画書
- (6) 今年度予算書

応募期間:2025年12月17日（水）～2026年1月9日（金）（必着）

6. 審査と審査基準

受け付けた申請書は、事務局による要件等の確認後、有識者による外部審査員会を開催し、以下の基準に基づき公正に審査し、助成の決定を行います。

1. 東日本大震災の体験、教訓、反省を踏まえた活動であること
2. 住民主体の活動であること
3. 3.11メモリアルネットワークメンバーなど、他団体との連携により相乗効果が見込めるこ
4. 新しい価値を創り出す企画力を有すること
5. 専門家などの関与により活動を自己評価、向上させる工夫が見受けられること (A,Bコースのみ)
6. 将来の継続を踏まえ、若い世代を育成する視点を有すること (Aコースのみ)
7. 申請事業が実現性を有すること

<3.11メモリアルネットワーク基金 外部審査委員>

- ・室崎益輝 兵庫県立大学・神戸大学 名誉教授
- ・佐藤翔輔 東北大学災害科学国際研究所准教授
- ・山崎麻里子 中越防災安全推進機構アンバサダー

(外部審査委員へ基金助成に関して個別依頼をされた団体からの申請は、無効とします)

申請書の受領後、審査に必要な情報確認のため、事務局から訪問や問い合わせをさせていただくことがあります。

7. 助成決定

(1) 助成の決定

外部審査委員会による審査後、助成の可否を電子メールにて各団体に連絡します。
2026年度の応募に対しては、2026年2月の連絡を予定しています。

(2) 助成金の交付

助成決定後、覚書を締結し、1か月以内に団体指定の銀行口座に全額交付します。

(3) 助成事業の広報

3.11メモリアルネットワーク基金Webサイトにて、助成を受けた団体、事業概要を公開します。
また、助成を受けた団体のWebサイト等でも、3.11メモリアルネットワーク基金からの助成を受けた旨を明記してください。

8. 助成事業の実施、報告

(1) 助成事業の開始

助成申請書の記載内容に沿って、事業を推進してください。
(2026年度の応募に対しては、2026年4月の事業開始を予定しています。)
助成金の使途は、申請に説明されたものに限ります。

(2) 助成事業の変更

事業実施中に、やむを得ない理由により申請内容に20%以上かつ3万円以上の変更が見込まれる場合、また、予定通りの実施が困難となった場合は、事前に電子メールにて事務局に報告の上、事業計画変更や中止に必要な手続きの確認を行い、承認を得てください。

(3) モニタリング

助成事業の開始時、期間中にスタッフがモニタリングを行うことがあります。
担当者に事業内容や経理状況を説明ください。

(4) 報告会への参加

助成を受けた団体での合同報告会を開催予定です。他地域の伝承活動との連携を推進する観点から、参加をお願いします。

(5) 報告書の提出

助成事業の終了後、1か月以内に事業終了報告書、収支報告書を提出してください。
支出額が交付額に満たなかった場合、助成事業外や対象費目以外の経費が認められた場合、3.11メモリアルネットワーク基金に返還いただきます。
返還請求書発行後、2週間以内に返還ください。

9. 助成申請書類提出先、問い合わせ先

〒986-0834 宮城県石巻市門脇町5丁目1-1
公益社団法人3.11メモリアルネットワーク基金事務局
提出先メールアドレス:311fund@311support.com
担当:中川
問い合わせ先:0225-98-3691, 311fund@311support.com
(祝祭日を除く月曜日～金曜日 10:00～17:00)